

香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金支給要綱

令和4年11月1日制定
令和5年8月1日改正
令和5年12月22日改正
令和7年1月10日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃油価格高騰により、物流の基幹的役割を担う貨物自動車運送業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、安全で安定した貨物輸送の維持を図るため、次条に規定する者に対して、県が予算の範囲内において支給する、香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象事業者)

第2条 支援金の対象事業者（以下「支援対象事業者」という。）は、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和6年12月1日時点で、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に定める一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営み、県内に本社又は営業所を有する者とする。
- (2) 支給申請時に（1）に該当する事業を継続しており、引き続き、事業継続の意思があること。

(支給額)

第3条 支給額は、令和6年12月1日現在で支援対象事業者が事業に使用する車両の数に応じて算定するものとし、その対象車両及び単価は別表のとおりとする。

(支給申請)

第4条 支給を受けようとする者は、令和7年2月3日から令和7年3月21日までの間に、香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金申請書兼請求書（様式第1号）に次に定める書類を添付して、郵送等により、知事に提出しなければならない。

- (1) 香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金車両内訳書（様式第1号別紙1）
※営業所を複数有している場合は「複数営業所用 車両台数集計表」（様式第1号別紙2）を併せて提出
- (2) 一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る許可書、又は、貨物軽自動車運送事業に係る届出書の控え等の写し
※紛失等により提出できない場合は、（6）に規定する同意書（様式第3号）を提出
- (3) 支援対象となる全車両の自動車検査証の写し（令和6年12月1日現在で有効期限内のものであること）
※電子車検証の場合は自動車検査証の写しに「自動車検査証記録事項」の写しを添付して提出

※車両の買い替え等により令和6年12月1日時点の自動車検査証を提出できない車両がある場合は、当該車両の代替後の車両の自動車検査証の写しと（6）に規定する同意書（様式第3号）を提出

（4）誓約書（様式第2号）

（5）支援金の振込先口座を確認することのできる書類

（6）貨物自動車運送事業に係る運輸局への照会に関する同意書（様式第3号）

※紛失等により（2）に規定する許可書又は届出書の控え等の写しを提出できない場合や車両の買い替え等により（3）に規定する支援対象車両の令和6年12月1日時点の自動車検査証の写しを提出できない場合のみ。

（7）その他知事が必要と認める書類

（支給対象外となる場合）

第5条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を支給しない。

（1）香川県補助金等交付規則第5条の2各号のいずれかに該当する者

（2）過去に既に次条の支給決定を受けた者

（3）前各号に定めるもののほか、支給することが適当でないと知事が認める者

（支給決定）

第6条 知事は、第4条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、支援金の支給又は不支給を決定し、当該申請をした者に通知する。支給を決定したときは、香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金支給決定通知書（様式第4号）により、給付しないことを決定したときは香川県原油価格・物価高騰に伴う貨物自動車運送業支援金不支給決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 第4条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による支給決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（支給）

第7条 知事は、前条の規定による支給の決定をした日から30日以内に口座振替の方法により支援金を支給する。

2 知事は、前項の審査において支給要件の確認のために必要があるときは、関係機関へ問い合わせることができる。また、知事は、必要に応じ申請者に通知をしてその補正を求めることができる。

（不備の場合の取り扱い）

第8条 申請書の記載事項に不備等があり、前条第2項後段の規定により知事がその確認等に努めたにもかかわらず、知事が指定する日までに当該記載事項の補正等が行われず、申請者の責めに帰すべき事由により支援金の給付の決定ができなかったときは、申請者は、当該指定する日の翌日

において支給の申請を取り下げたものとみなす。

- 2 納付の決定を行った後に、当該申請における振込先口座情報の不備等のために振込不能等となり、知事がその確認等に努めたにもかかわらず、知事が指定する日までに当該不備等の補正が行われず、申請者の責めに帰すべき事由により支援金の支給ができなかったときは、申請者は、当該指定する日の翌日において支給を辞退したものとみなす。

(申請の取下げ)

第9条 支援対象事業者は、第7条の支援決定の通知を受けた場合において、支給の決定の内容に対して不服があり、支援金の支給の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

- 2 第8条第1項及び第9条第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の支給決定は、なかったものとみなす。

(支給決定の取消し又は変更)

第10条 知事は、支援対象事業者が偽りその他不正の手段により支給決定を受けた場合は、第6条の規定による支給決定の取消し又は変更をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定による取消し又は変更をしたときは、その旨を当該支援対象事業者に通知する。

(支援金の返還)

第11条 知事は、前条の規定による取消し又は変更をした場合において、既に支援金を支給しているときは、期限を定めて、その部分について支給した額の返還を支援対象事業者に命ずるものとする。

(加算金)

第12条 前条の規定により支援金の返還を命ぜられた者は、その命令に係る支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、前条の規定により支援金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 3 第1項の加算金の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん}年^{じゅん}年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金)

第13条 第11条の規定により支援金の返還を命ぜられた者が、知事が指定する納期限までに納付し

なかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 2 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 3 前条第3項の規定は、第1項の延滞金について準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

この要綱は、令和7年1月10日から施行する。

別表（第3条関係）

支援区分	1台あたり 支給額	自動車検査証の記載事項				
		自動車の 種別	用途 ^(注)	自家用・事業用 の別	使用の本拠の 位置	使用者の 氏名又は名称
普通貨物 自動車	30,000円	普通	「貨物」 又は 「特種」	事業用	香川県内の 住所であること	申請者と同一の 個人または法人
小型貨物 自動車	20,000円	小型				
軽貨物 自動車	10,000円	軽自動車				

^(注)軽自動車については、自動車の用途が「乗用」である場合でも、備考欄に「貨物軽自動車運送事業の用に供するものとする」の記載がある場合は対象とする。

※ 被けん引車及び原動機付自転車を含む自動二輪車は対象外とする。

※ 支給額は、令和6年12月1日現在で支援対象者が事業用に登録し、使用する車両の数に応じて算定する。